

ウォーターサーバー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市（以下「市という。」）がペットボトルなど使い捨て容器の削減を図るために設置するウォーターサーバーへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 ウォーターサーバーに掲載することができる広告の内容は、公共性、公益性を損なうおそれがないもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 求人広告に関するもの
- (4) 個人又は団体の意見又は名刺を表したもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの及びこれに類するもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (9) 学校教育及び塾、予備校等に関するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、月の初日を始期として、その月の末日を終期とする1カ月を単位とする。

2 月の途中から広告を掲載する場合は、広告掲載日を始期として、その月の末日を終期とする期間を1カ月として扱う。

3 広告主が複数月の掲載を希望するときは、広告掲載日から市が承諾する月まで掲載を可能とし、最長で当該年度の最終日が属する月までを掲載を承諾することができるものとする。

(広告の掲載場所)

第4条 別表のとおりとする

(広告の掲載方法等)

第5条 ウォーターサーバーの架台に広告スペース（概ね縦60cm×横35cm程度）を設け、広告を掲載するものとする。

2 広告にはラミネート加工等を行い、広告掲載期間中に水濡れによる劣化を生じさせないものとする。

(費用負担等)

第6条 広告の作成費用は広告主が負担するものとする。なお、ラミネート加工等の軽微な広告の作成であれば市が作成してよいこととする。また、掲載期間が終了した場合、若しくは掲載の必要がなくなった場合のウォーターサーバーへの広告撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告掲出の優先順位)

第7条 広告を施設に掲出する場合における広告の優先順位は、次の各号の順序とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告

(2) 私企業のうち公共性の高い私企業に係る広告

(3) 私企業のうち市内に事業所等を有する私企業に係る広告

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたものに係る広告

(広告掲載の募集)

第8条 広告の募集は、藤沢市ホームページ等を使用して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載希望期間の始期の14日前までに広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に、広告原稿を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、申込書の提出があったときは、速やかにその諾否を決定し、広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

2 広告の掲載希望者が当該広告枠数を超えた場合は、第7条の順位が高い希

望者を優先する。

- 3 第7条における順位が同じ掲載希望者が当該広告枠数を超えた場合は、広告掲載期間が長い広告のものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申し込みを受理した順序により決定する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は1箇所につき、月額1,000円とし、広告掲載決定者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により決定した広告掲載期間の広告掲載料を市に一括して支払わなければならない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うこととする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 市が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 市長が広告主又は広告内容が不適当であると認めた場合

2 広告掲載の取消しを市が決定した場合、書面又は口頭においてその旨通知する。

(広告掲載料の返還)

第14条 市長は、既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告掲載料を納付した後に広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、既納広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年5月26日から施行する。

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

別表

	設置施設名	設置住所	設置台数
1	湘南大庭市民センター	藤沢市大庭 5406 番地の 1	1 台
2	明治市民センター	藤沢市辻堂新町 1-11-23	1 台
3	御所見市民センター	藤沢市打戻 1760-1	1 台
4	長後市民センター	藤沢市長後 513 番地	1 台
5	秋葉台文化体育館	藤沢市遠藤2000-1	1 台
6	秩父宮記念体育館	藤沢市鵠沼東 8-2	1 台
7	藤沢市八部公園	藤沢市鵠沼海岸 6-12-1	1 台
8	藤沢市観光センター	藤沢市片瀬海岸 2-20-13	1 台
9	湘南台市民センター	藤沢市湘南台 1-8	1 台
10	藤沢市保健所・南保健センター	藤沢市鵠沼 2131-1	1 台